

ながのシティプロモーションビデオ制作業務仕様書

1 趣旨

長野市（以下「市」という。）では、市の魅力を掘り起こし、磨き上げ、市民をはじめ広く全国等の人に知っていただき、「選ばれる都市」となることを目指して、「ながのシティプロモーション推進プラン」を平成 25 年 1 月に策定し、同 2 月にながのシティプロモーション実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を組織し、官民一体となってシティプロモーションへの取り組みを始めました。

実行委員会では、プロモーションの一環として、本市のイメージを具体化し、一体感を持って効果的にシティプロモーションを実施するために、市民の皆さんや市内の各種団体、企業などが共有でき、情報発信に活用することができるプロモーションビデオの制作を行う業務について、プロポーザル（企画提案）方式により選定された企業等に委託します。

この仕様書は、上記のながのシティプロモーションビデオ制作業務（以下「本事業」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたながのシティプロモーションビデオ制作業務受託者募集要領（以下「募集要領」という。）の事業の概要の詳細を示し、企画提案書等の提出に必要な事項を定めるとともに、本事業の実施に当たって、必要な事項を定めるものです。

2 事業の実施方針

本市の現状と課題（別添「調査報告書」参照）を踏まえ、本事業の実施方針を、以下のとおりとします。

- (1) 市全体の活性及び促進を推進するシティプロモーションの趣旨、考え方に則した情報発信活動を展開する。
- (2) 市場の求める情報と市が発信すべき情報をよく吟味し、市の好イメージ形成と魅力の認知及び理解向上を果たすことができるよう、市のブランドイメージ構築の端緒となっていく統一感をもった情報を発信する。
- (3) 平成 27 年の善光寺御開帳と新幹線金沢延伸を契機と捉え、そこで得られた成果が蓄積となって、後に継続する情報発信活動につながる内容とする。
- (4) シティプロモーションに対する市民の理解及び賛同と活動に関する周知及び全体的な意識高揚を効果と効率の側面から最も適切と考える手法、手段を通して行う。

併せて、想定される商圈・市場、ターゲットに対しては、新たな動きや変化への期待と、既得のイメージ・情報・知識の見直し、または刷新をすることにより新たな魅力の発見に通じる情報を、最も的確と考える企画や方法を通して発信、提供する。

- (5) これまであまり外部に発信されてこなかった地元ならではの情報や人びとの営み、及びそれぞれの事業活動の中に埋もれていた情報の掘り起こし、個別に扱われていた情報を束ねるストーリー性の付与、個々に保有する情報の共有と連携等を、マーケティングやコミュニケーションの観点から発掘、磨き上げを行い、付

加価値をもった情報（コンテンツ）として発信する。

- (6) 市場のトレンドや時代の感性を意識した話題性や独創性のある取組みにより、長野県及び広く県外マスメディア等でのパブリシティ獲得につながる情報発信活動とする。

3 事業の概要

- (1) 事業名 ながのシティプロモーションビデオ制作業務委託
(2) 業務内容 本市の魅力を伝えるプロモーションビデオの制作
(3) 履行期間 契約締結の日から平成26年3月31日
(4) 事業費 4,095,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む。上限額。）
※) 「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の5を乗じて得た額。

4 業務の実施内容等

(1) 本市の魅力を伝えるプロモーションビデオの制作

市民の皆さんにとっては、本市の魅力の再認識（市民が市外の人に見せて誇れるもの）に、市外の方々向けには本市への来訪意欲向上につながることを目的に、本市の魅力を伝えるプロモーションビデオを制作します。

別途実行委員会が本市のイメージを具体化し、一体感を持って効果的にシティプロモーションを実施するために、市民の皆さんや市内の各種団体・企業などが共有することを目的に制作を行うキャッチフレーズ及びロゴマークのコンセプトと一体感を持つものとしてください。

市内向けに活用する場合は、本市の魅力を再認識していただき、地域への誇り・愛着の醸成を図り、本市のセールスマンとなるきっかけづくりが行える内容となるよう工夫してください。

また、市外向けに活用する場合は、掘り起こした魅力が訪れる方々の訪問意欲等につながるよう紹介し、本市の認知度の向上を図ることができるよう工夫をして下さい。

なお、海外向け（英語圏を想定）にも活用できるものも併せて制作してください。業務の範囲は、ビデオの企画、制作及びこれらに付随する業務一式とします。

【留意事項】

- ✓ 本市のシティプロモーションの趣旨を分かりやすく映像化し、プロモーションビデオを見る人の理解と共感を得る工夫をしてください。
- ✓ 本市の魅力を映像化することにより、本市に住みたい、行ってみたい等、プロモーションビデオを見る人の関心と興味をひくよう工夫をしてください。
- ✓ 全体として、上質で統一感があり、季節的な偏りがない構成・内容となるように工夫してください。
- ✓ 制作過程において、実行委員会が別途作成するキャッチフレーズ及びロゴマ

ークとのすり合わせを適宜行っていただきます。

- ✓ プロモーションビデオは「文化芸術」・「スポーツ」などテーマ別（※1）に2パターン以上、長野市全体の魅力を伝えるものとして1パターン以上、合計3パターン以上の制作をお願い致します。
テーマ別のものは1分野につき30秒から3分程度の長さとしてください。
全体を総括的に伝えるものは、10分程度以内としてください。
- ✓ 本市をPRする「顔」として、現在活躍している著名な方をはじめ「親しみやすく、長野の魅力を広くアピールできる方」に出演していただくものとしてください。こうした方に限定せず、市民の方の出演も可能とします。なお、出演に要する費用は本提案内容に含むものとします。
- ✓ 学校活動・公民館活動・地域活動及び展示会・商談会・各種イベント等での利用に資するため、DVDを作成し、200枚を納品してください。DVDの装丁についても上記の記載の点に留意してください。
- ✓ なお、長野市が制作した「長野市景観形成検討VR」（※2）を活用することができます。

（※1）ビデオに関するテーマ別イメージ：

大きなくりとして次の分野を想定しています

- ①「文化芸術」を中心とした本市の魅力紹介
- ②「スポーツ」を中心とした本市の魅力紹介
- ③「生活（緑育・食文化・暮らしぶり）」を中心とした本市の魅力紹介

※ ただし、3本に分けて制作することを前提とするものではありません。

これにとらわれず、提案者独自の着眼点によるテーマを設けた提案も可とします。

※2）「長野市景観形成検討VR」について

本市の観光データ等を、3次元空間データ（「3DCADデータ」）として作成したものを。

長野駅（改修後）、善光寺、ぱていお大門、長野五輪メモリアルパーク、TO i GO、もんぜんぷら座、長野市庁舎（改修後）、南長野運動公園（改修後の総合球技場含む）及び松代地区の観光資源（松代城、旧長野電鉄松代駅舎、真田宝物館、旧真田邸・真田公園、旧文武学校、象山地下壕）を再現。

3DCADデータに基づき作成したバーチャルリアリティを用いた動画のサンプルは、実行委員会のホームページ（「もっと！長野市」）の「長野市が変わる」（<http://nagano-citypromotion.com/change/>）で閲覧することができます。

【提案方法】

- ✓ 上記の記載事項に留意の上、提案を行ってください。
- ✓ プロモーションビデオの内容や全体の構成を理解しやすいように、イラストや図表を用いて提案してください。その際の表現方法についても具体的に提案してください。現段階で想定されるビデオ内容を複数提示いただいても構いません。
- ✓ 表現方法のイメージをつかむため、本提案内容と類似する過去に制作した作品を1本の提示（2～3分以内）を提示してください（試作品を提出いただいても構いません）。

- ✓ 現段階で想定している出演者、使用するBGMもしくは音源についても提案してください。
- ✓ また、活用方法についても具体的に提案を行ってください。
- ✓ 平成26年度の活用に関し、費用が生じる場合は、その費用（概算を可とします。）も併せて提案してください。

5 企画提案書等の提出について

(1) 全般的な留意事項

- ア 2の実施方針や4の個別業務の実施内容に沿った形で、企画提案してください。
- イ 写真や画像を使用する場合は、できるだけカラー印刷としてください。
- ウ 様式や各様式の項目ごとに、見出しを付けて提出してください。
- エ 本提案内容と類似する過去に制作した作品もしくは試作品（2～3分程度）をWindows Media Playerで再生可能な電子データで、CDもしくはDVDディスクに記録したものを1部、質疑応答当日に提出してください（ディスクには、事業者名を記載してください）。

(2) 経費見積について

- ア 事業実施に要する経費見積書に記載する見積額（以下「見積額」という。）は、提案者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった額の100分の105に相当する額を記載してください。
- イ 見積額の上限は消費税及び地方消費税を含み、4,095,000円としてください。
なお、4の(4)で提案いただく、平成26年度におけるプロモーションビデオ活用に伴う経費は、参考として算出いただくもので、事業費の上限額には含まず、見積もった額の100分の108に相当する額を記載してください。

6 経費及び経理

経理については、以下のとおりとします。

- ア 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計書類を整備すること。
- イ 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- ウ 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

7 業務委託完了時等の提出書類

本事業完了後10日以内の日又は平成26年3月31日のいずれか早い日までに、以下の(1)～(4)の書類を提出しなければなりません。

- (1) 実績報告書（以下の事項を記載又は添付したもの）

- ア 業務の実施期間、実施報告（写真等含む。）
 - イ 業務に要した事業費
- (2) 収支精算報告書
 - (3) 委託業務完了届
 - (4) その他、実行委員会が必要と認める書類

8 事業の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本事業を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、効果の飛躍的な向上が認められるときは、事業の一部について、受託者があらかじめ実行委員会の承認を得た場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとします。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託事業終了後も同様とします。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはなりません。ただし、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業により新たに発生した著作権は、実行委員会に帰属することとし、実行委員会は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとします。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、実行委員会は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとします。

イ 受託者は、本事業の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければなりません。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本事業の実施に当たって得た個人情報については、長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）の規定に準じて、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。